

広島県告示第七百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年九月九日までの間、縦覧に供する。

令和三年八月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道瀬野川福富本郷線	東広島市河内町下河内字中皇六二六番一地从から三原市本郷町船木字椎木一七〇番一地从先まで	令和三年八月二十六日